時事新報

先づ綿小麥の耕作を廢すべし

日本は舊國として人口の稠密は國に沃野千里の未開地あるを許さずと雖ども國中幾多の原野尚ほ開拓して桑田と爲すべきの餘地尠からず或は未開の原野を開かずとするも今れ水田をも其儘に利用して桑を植ゆるの得策あるは毎度我輩の陳辨する所にして米作の利益畢竟養蠶に及ばざるれ遠きい事實よ於て爭ふ可らず方今文明國民が生絲を消費するの額は逐年增加してろの需要少しも減ずべき見込あらざるのミか寧ろ其供給の不足ふ苦しむ次第にして例へば合衆國れ一邦土のミよても此十年間に消費の額一萬俵より今れ昇進して三萬五六千乃至四萬俵に達するの勢ひあれ共向後年々の需要尚は以て切迫ならんと云へり斯かる次第あるが故ふ日本今日の養蠶事業を彌々以て奬勵しろの額を二倍にし三倍にそるも世界の市場敢て生絲の過產を感せざるべきは當然の理にして日本國中の未開地い有らん限りこれを見出して一時も早く開拓を加へ現在の稻田亦悉く潰ぶして與に桑田となすの必用と素より議論を要せずと雖どもこれい永遠の大計として暫らくろの論を預り置き差當り不經濟あるい綿及び小麥の耕作ならんと信ずるあり蓋し綿小麥の二物が日本特有の國產にして之を外國に仰ふぐと能はざるの品物ならんには自國の耕作、大切なれども商賣貿易の自由なる今日の世界に處ては大に他の分別も無かる可らず氣候風土の議論は偖て措き日本如き蕞爾たる小國にして綿小麥など容量のみ嵩みて價格の至廉なるものを耕作するは第一に經濟の法則を外きたる次第にして獨り夫れのみか日本には蠶絲といふ最とも貴き物を產する地味氣候を專有しながら此れを捨てゝ彼きを取るは喩へを猶ほ正宗の銘刀を以て薪を割るが如く貴重の利器を可惜疎末の所用に充てんことを惜ても不條理の話ふ非ずや日本國中現在綿作に使用するれ地面凡そ八萬二千餘町同じく小麥作ふ使用するもの三十九萬一千餘町孰れも豐沃無雙にして之きに植ゆるよ桑を以てし養きれ綿小麥を耕作する農夫をして總べて養蠶に從事せしめあば其功を收むる速かにして利益を獲るの大あるや明白なり水田を畑地に變じ未開地を開地にして養蠶を奬勵するの必要は元より論を要せざれども今の畑をその儘ソツクリ桑田と爲その捷路なるには若く可らざ我輩い先づその近處よりして遠きに進まんことを祈るものあり

畑地を其儘桑田ふ使用するの利益は素より疑ふべらずとして愛に取り敢へず綿小麥の耕作を第一に廢止すべしと謂ふ所以い外あらず今日ふても自國產の綿花を以て我日本人の供給と充たすよ足らざるは勿論、支那印度若しくは合衆國より入る所の綿絲年々よ增加して自國の供給次第よ減少を見るの勢ひなるは第一に日本如き小國よて綿を耕作するの不利益を指示そ證據に非ずや支那或は東印度若しくは合衆國の如きい沃野千里不用の土地多きが故に綿花如き疎大の品物を耕作して相應に利益れあるべきは當然にして且つ印度い申すまでも無く支那亞米利加の製綿地方い南方温暖の風土にして中よは年に兩度收穫の者もあるべし日本に於てあれを相手よ競爭して勝利を得ば誠に以て妙案あらんと雖ども地面狹く地價の高き箱庭同然の菜園よ此等の疎大品を耕作せんとするは根本よりして既に誤まれりと申すべきなり又小麥は合衆國の特產にして一箇年海外への輸出額凡そ八千萬圓を下らずと云へり特に日本の如きは一衣帶の水を隔て、汽船交通の今日東西相呼應するの間あれば從前の小麥耕作を全廢し其供給を彼岸の米國ふ仰て差支へ無かるべきは勿論、ろれ代りに日本に於ては倍々以て蠶業を隆盛ふし、米國の小麥は日本これを仰ふぎ日本の蠶絲は米國よれを使用せば兩國與にその輸出を促して交互の利益を進むべきや疑ひあるる可らず或は日本れ農品中綿小麥を外にして其耕作を廢止し代ふるよ蠶業を以てして利益ある者も少あからざる可し第一の米は申すまでも無し大麥大豆の類に至りても同斷あきども一は其改革容易よ行はれ難く一は又外國よりその代品を仰ふぐことの容易あらざる品々なれば暫らく後段の話しに讓り眼前綿花れ耕作の如きは日本全國を通じて一箇年の平均產額實綿凡ろ一千四百萬貫よして其價額を繰綿の相場に概算すれば五六百萬圓ならんと云へり然して當時外國より入る所の綿類は重もに唐絲金巾と稱そるものあき其其價額亦八九百萬圓と下らず但し一は繰綿一は綿絲等の相違こそあるなれども今日大體の處に於て國内の需用半額の綿類は都べて外品に依賴するものと看て間違ひ無かるべきが故よ此五十步の程度を更に百步に進めて綿の供給は悉く外國に仰ふぐものとし更に代ふるに蠶業を以てせば其の蠶絲業よ得る所の利益を以て綿耕作よ失ふ所の損害を償却して差引き餘剩あらんあと我輩の確信して措かざる所なり此餘剩の大小は乃ち養蠶利益れ大小の尺度にして此尺度實際の長短は今錄ゑめ知る可ふずと雖ども兎よ角に利益あるは爭ふ可ふずの最も小麥の一品は當時よては外國より來るの分量も極めて少あく、國中一箇年の產額凡そ二百五六十萬石之れと悉く外國より仰ふぐとせば年々凡そ八九百萬の大金を拂ひ出さざる可からざるの道理あれ共あれも綿の耕作と一般にて前申を通り苟くも代ふるに養蠶を以てして實際に餘剩ある見込ならば少しも其變更を意とするに足る可からざる論者或は綿小麥の耕作を廢して蠶業と盛んにそるの說は一應是あるにもせよ世界蠶絲の需用は果して能くこれを許すべきや市場の大勢をも察せずして漫然と養蠶の說を主張するものに非ずやなど其過に疑ひを挾むの人もあらんかなれども我輩の持論決して斯く輕卒あるものならず何は此一事に關してい更に我輩の意見もある事あれども差當り養蠶の業を盛んにすべき一捷路と案出して先づこれと我國民に勸誘するのみ

官報

○閣令第十六號

勅令第十二號私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書並工費豫算書ニ關スル細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十年六月三日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

第一條　線路圖面ハ左ノ諸圖トス

一、實測平面圖

縮尺六千分以上ニシテ線路ノ左右凡五十間以内ニ在ル建物田野等ヲ詳ニシ其他市街村落山岳丘陵河海等ノ地形ヲ明カニシ鐵道中心線ハ赤色ヲ以テ彩リ距離ハ起點ヨリ一哩毎ニ之ヲ記シ更ニ細別シテ一哩八分ノ一毎ニ之ヲ記シ曲線ハ其直線ト接續點及半徑ヲ記シ又道路河流等ノ位置變換ヲ要スルモノハ變換ノ要點ヲ詳記スヘシ若シ他ノ鐵道線路ト連絡スルカ或ハ之ヲ横斷スル處アレハ該線路ノ前後各半哩以内ノ圖ヲ示スヘシ

二、實測縱斷面圖

縮尺ノ長サハ平面圖ト同一ニシテ高サハ千分ノ一以上ニシテ中心線地面ノ高低軌道ノ高低(赤色)築堤ノ高サ切取ノ深サ隧道橋梁溝渠ノ長サ及高サ等ヲ詳カニシ距離ハ平面圖ト同一ニ記シ高サハ尺ヲ以テ記シ又線路ノ勾配ヲ記入スヘシ、道路又ハ他ノ鐵道ヲ横斷スル所アレハ之ヲ詳記シ若シ該道路若クハ鐵道ノ勾配ニ變更ヲ要スルトキハ之ヲ記スヘシ、他ノ鐵道ト連絡スル場合ニハ該鐵道ノ前後各一哩間ノ勾配ヲ此圖中ニ記スヘシ

三、實測横斷面圖

縮尺適宜ニシテ中心線險崖ノ半腹ニアルカ如キ縱斷面圖ノミニテハ地形ヲ示スニ不十分ナル所ニハ之ヲ添付スヘシ

前記圖面ニ據リ工事ヲ實施スルニ當リ左ノ各項ニ注意スヘシ

一、線路ノ高低ハ市街ナレハ三尺以上其他ハ六尺以上變更スルヲ得ス　一、線路勾配ハ縱斷面圖ニ記セルモノヨリ緩ニスルヲ得　一、百分一ヨリ緩ナル勾配ヲ百分一ニ變更スルヲ得　一、百分一ヨリ急ナル勾配ハ認可ヲ經サレハ之ヲ急ニスルヲ得ス　一、曲線ノ半徑ハ平面圖ニ記セルモノヨリ長クスルヲ得　一、曲線ノ半徑四分ノ一哩以上ノモノヲ四分ノ一哩ニ變更スルヲ得　一、曲線ノ半徑四分ノ一哩以下ノモノハ認可ヲ經サレハ之ヲ短縮スルヲ得ス　一、平面圖ニ記スル中心線ノ移動ヲ要スルトキハ市街又ハ家屋稠密ノ地ナレハ左右各五間其他ハ五十間ヲ超ユルヲ得ス之ヲ超ユル時ハ更ニ認可ヲ經ヘシ

第二條　工事方法書ニハ左ノ事項ヲ詳記スルヲ要ス

一、土工ハ築堤切取ノ幅員傾斜面ノ勾配等詳記スヘシ　一、橋梁隧道等ハ其構造ヲ詳カニスルカ爲ニ必要ナル圖面及說明書ヲ附スヘシ　一、軌鐵ハ重量及其形狀ヲ明記スヘシ　一、車輛ハ機關車ノ形狀及重量客車貨車ノ容積等ヲ詳記スヘシ　一、停車場ハ縮尺六百分以上ノ平面圖ヲ以テ乘車場車庫轉車臺等ノ位置副線ノ方向延長等ヲ詳記スヘシ

第三條　工費豫算書ハ左ノ書式ニ準據スヘシ（書式略す）

第四條、線路圖面工事方法書並工費豫算書ニハ其主任技術者ヲシテ署名セシムヘシ

○東京府令第二十八號

本年二月東京府令第八號東京府[illegible]委任條件中ヘ左ノ一項ヲ追加ス

明治二十年六月三日　東京府知事男爵高崎五六

二十六　所得稅法施行細則第十七條ニ揭クル等級金額査定ノ事

○軍艦發着　[illegible]艦は一昨一日メルボルンに向ひセマホールを出艦せり

（以上本年六月三日官報）

○勅令第十九號（前號の續き）

十三、蹄鐵工長以下並同生徒人員調査ニ關スル事項

第十六條　第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、輜重兵隊並輜重輸卒ノ人員調査ニ關スル事項　二、輜重兵科將校名簿調整ニ關スル事項　三、輜重兵科豫備役及後備軍驅員ニ關スル事項並其名簿調整ニ關スル事項　四、輜重ニ關スル出師準備ノ事項　五、輜重ノ編制ニ關スル事項　六、輜重車輛其他ノ器具製造及備付ニ關スル事項　七、輜重ノ材料及器械ノ經費豫算ノ調査ニ關スル事項　八、運輸船舶ニ關スル事項　九、輜重兵隊馱馬車輛其他器具備付ニ關スル事項

第十七條　砲兵局ニ第一課及第二課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム○第十八條　第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、砲兵隊人員調査ニ關スル事項　二、砲兵科將校名簿調整ニ關スル事項　三、砲兵科豫備役及後備軍驅員ニ關スル事項並其名簿調整ニ關スル事項　四、砲兵ノ出師準備ニ關スル事項　五、砲兵諸工生徒ニ關スル事項及其人員調査ノ事項　六、砲兵會議ニ關スル事項　七、砲兵射的學校ニ關スル事項

第十九條　第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、砲兵方面並砲兵工廠ニ關スル事項　二、砲兵輜重ノ製造ニ關スル事項　三、要塞海岸各砲臺ノ砲熕兵器備付ニ關スル事項　四、諸兵隊ノ兵器備付ニ關スル事項　五、彈藥ノ支給輸送ニ關スル事項　六、陸軍所用ノ兵器馬具製造ニ關スル事項並經費豫算調査ニ關スル事項　七、軍旗並其他陸軍旗章製造ニ關スル事項　八、砲兵所用廠舍ノ創建修理並經費豫算調査ニ關スル事項　九、砲兵所屬ノ土地家屋受領交換ニ關スル事項

第二十條　工兵局ニ第一課及第二課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム○第廿一條　第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、工兵隊人員…　簿調整ニ關ス…　及其名簿調整…　關スル事項…

第二十二條　第…

一、工兵方面…　面等調査ニ關…　スル事項　四…　受交換ニ關ス…　查ニ關スル事…　科ノ器械材料…　七、城堡要塞…　ニ關スル事項

第二十三條　會…　課及第四課ヲ置…

第一課ニ於テハ…

一、監督部軍吏…　部名簿調整ニ…　軍吏部豫備役…　四、諸定額ニ關…　六、支出額ニ關…　部ノ撿閲ニ關…　調查ニ關スル…　項　十、中央…　央司契部ノ決…　告書撿查ニ關…　項　十四、…

第二十五條　第…

一、糧食ノ豫算…　スル事項　三…　收支命令ニ關…　項　六、糧食…　食準備ニ關ス…　スル事項　九…　時糧食ノ器具…　試驗ニ關スル…　十三、各鎭臺…

第二十六條　第…

一、被服給與…　ル事項　三、…　ノ出師準備ニ…　スル事項　六…　七、被服廠…　八、被服廠ノ…　及被服廠經…　品收支ノ決算…　被服廠ニ關ス…

第二十七條　第…

一、陸軍用地…　建物(砲兵工…　三、營繕費豫…　スル事項　五…　調査ニ關スル…　八、用度ニ關…

第二十八條　第…　事務ヲ分掌セシ…　事務ヲ掌ル

一、近衛鎭臺…　醫部人員ニ關…　整ニ關スル事…　名簿調整ニ關…　事項　六、軍…　病院…　ノ調査及紀事…　ノ豫防及風土…　ノ調査並衛生…　徒ニ關スル衛生…　調査ニ關スル…　事項　十六、…

第三十條　第…

明四日午後七時ヨリ赤坂區小學校ニ於テ衛生演說會幷ニ幻燈會ヲ開ク　傍聽無料
六月三日　赤坂慈善會

轉居　日本橋區濱町…　坂本復經…

老父高柳快堂義俄ニ歸縣ヲ思立チ幷ニ弟同豐三郎義ニモ英船ニテ香港ヘ再航致候ニ付兩人共明四日午前十一時新橋發ノ汽車ニテ出發仕候處匆卒ノ際一々告別難致因而乍略義以紙上此段同人等辱知ノ方々ヘ奉謝候

○教學論集　第四十二編　六月五日發行　價郵稅共九錢
目次●假說(鴻地默雷)○哲學道中記「續」(井上圓了)○緒捲漑語「九」(小林日昇)○護國協會規約解說(島尾得庵)○懲役囚徒の心得第六○雪窓答問「續」(福田行誡)○大日本大聖傳「續」(佐田介石)●雜錄○新聞百喧院說

今般火災保險會…